



あやべファミリー・サポート・センター利用助成制度のご案内



令和3年度より、ファミリーサポートセンターの「おねがい会員」で、対象者の条件を満たす方について、ファミリー・サポート・センター事業の利用料の一部を助成します。

助成の対象・・・①と②に該当する方

- ①あやべファミリー・サポート・センターの「おねがい会員」であること。
- ②ひとり親世帯(綾部市ひとり親家庭等医療費助成制度の証明書の交付を受けている世帯)等
 - ・市民税非課税世帯・生活保護世帯・障害世帯(保護者または子どもが手帳等を取得)
 - ・多胎児世帯(多胎妊娠(双子等)によって出生した2人以上の児童を扶養する世帯) ※就学前まで
 - ・ダブルケア世帯(育児と介護等が同一の世帯)



助成の金額と上限

「まかせて会員」に支払った利用料のうち、子ども1人につき **1か月10時間** を上限として助成。
(但し交通費、食費等の実費は自己負担及びキャンセル時の負担分を除く)

	最初の1時間(通常料金)	以降30分毎(通常料金)
1人目	70円(700円~800円)	35円(350円~400円)
2人目以降	35円(350円~400円)	18円(175円~200円)

《例:子ども1人、1時間利用で通常700円の支払いになる場合》



- 利用時間は1時間なので、当月の助成可能時間は残り9時間になります。
「おねがい会員」は活動終了後または、月にまとめて支払う場合も含め助成金額を差し引いた額を「まかせて会員」にお支払いいただきます。助成金は後日、ファミ・サポ事務局より「まかせて会員」に支払われます。
- 助成決定後の翌月から利用助成の対象になります

申請方法・助成の期間



あやべファミリー・サポート・センターに「利用助成申請書・利用助成にかかる個人情報同意書」を提出してください。

- 【必要書類】 登録申請書、ファミリーサポートセンター会員証及び助成対象者である証明
※市が公簿等で個人情報を確認することに同意いただける場合は不要です。
ただし、転入や別居等により市で確認できない場合は提出が必要です。
利用助成申請書等は、あやべファミリー・サポート・センターにあります。

【助成期間】 助成決定後から3月31日まで(継続の場合は毎年申請が必要)

入会・申請・お問い合わせ先: あやべファミリー・サポート・センター事務局
〒623-0035 綾部市上野町上野 122-1
TEL: 0773-42-5090 FAX: 0773-42-5055
E-mail: ayabefamisapo@snow.ocn.ne.jp

ファミ・サポ公式LINE
QRコード ⇒

